

## 目標・評価指針の検討の方向性(案)

### ■研究開発法人のあるべき姿

- ・研究開発法人は国家戦略に基づき、大学や企業では取り組み難い研究開発の課題に取り組む機関であり、イノベーションを推進するに当たって我が国の成長戦略上極めて重要。
- ・研究開発法人の中で厳しい国際競争の中、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担うものもある。

### ■現行の独法制度下での研究開発法人の目標設定・評価に係る課題

- ・目標及び評価について、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等)を踏まえたものとなっておらず、研究成果の最大化が図られていない。

研究開発型の法人群の中でも個々にミッションが異なり、それに応じたマネジメント、目標設定、評価の指標や期間の設定、軌道修正等が必要であるが、これらのメリハリが付きにくい。

- ・主に効率化を中心とする外形的標準を重視した達成度評価が行われ、研究開発の成果に対する専門的評価や将来性についての評価が適切に実施されない。

世界情勢の急激な変化や予測もしなかった成果の発現に対応して、研究開発の方向転換や重点のシフトを促す、戦略性を重視した評価が行われない。

# 今後の研究開発法人の目標設定および評価のあり方

## 基本認識

- ・ 研究開発法人制度は、研究開発成果の最大化を目的とすべき
- ・ 研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等)を踏まえた目標設定や評価の方法を定めるべき。

## ● 目標設定

- ・ 主務大臣は、各法人に対し、科学技術基本計画などの国家戦略を踏まえ、中期的な戦略目標(以下「中期戦略目標」という)を提示する。

研究開発の特性から、定量的な達成目標を設定することが馴染まない場合もあり、目標は課題解決型とする。

- ・ 中期戦略目標の期間は、法人の特性に応じて設定することとする。  
研究開発の長期性に鑑み、最大で7年までの設定を可能とする。
- ・ 法人の長は、中期戦略目標を踏まえ、中期戦略目標を達成するための中期戦略計画を策定する。

## ●評価

・研究開発の成果について、国際水準をリードすることを目指すためには、国際的なベンチマーキングも導入しつつ、新規性や革新性を勘案した専門的評価を実施する。

この際、産業界や社会といったユーザーサイドの視点を取り入れるとともに、課題に対するソリューションに貢献しているかを確認する。

・目標に対する過去の活動の達成度評価に終始するのではなく、そこまでの成果が更に将来どのような成果に結びつくのか、という先を見越した評価とする。

当初目標としたもの以外の成果、副次的な成果も幅広くとらえる評価とする。

・現状では重畳的であり、どちらかという減点主義の評価が行われていることに鑑み、合理的であり、研究開発を促進するポジティブな側面を持つ評価とする。

特に世界最高水準の研究成果が期待される法人については、主に以下の措置等に係る法制度が整備される予定。

○主務大臣は、科学技術基本計画等の国家戦略に基づき、法人に対し中期戦略目標(最大7年)を提示。

記載事項として、

- ①研究開発成果最大化に関する事項(課題解決型の目標設定等)、
- ②法人の長のマネジメントに関する事項、
- ③研究開発活動の改善および効率化に関する事項等(研究開発の特性に配慮したもの)。

○総合科学技術会議は、主務大臣の中期戦略目標設定、中期戦略目標終了時の見直し等に関して、国家戦略の実現の観点から、適切な関与。

## 【参考】「国の研究開発評価に関する大綱的指針」における研究開発機関等の評価に関する規定の概要

(はじめに)

### ●独立行政法人評価との関係

研究開発機関等の評価のうち、研究開発法人等については、独立行政法人通則法に基づく評価と整合するように取り組む。

(研究開発機関等の評価)

### ●評価の実施主体

研究開発機関の長

### ●評価者の選任

外部評価を原則とし、十分な評価能力を有する専門家等を選任。

### ●評価の実施時期

中期目標期間等を踏まえ、3年から6年程度の期間を目安として一定期間毎に実施。

### ●評価方法

#### ①研究開発の実施・推進の面から実施する評価

中期計画において個別課題等ごとに具体的な目標を設定し、その達成状況等について、I（研究開発プログラムの評価）およびII（研究開発課題の評価）に準じた評価方法等により自己点検を行い、これを参照して評価を実施。

#### ②機関運営面の評価

研究開発目標の達成や研究開発環境の整備等のためにどのような運営を行ったかについて、設置目的や中期目標等に則して適切に評価項目を選定し、効率性の観点も重視し評価。

### ●研究開発法人等の評価

研究開発法人等は、独立行政法人通則法に基づく中期目標期間の実績(中期目標の達成状況等)等について、自らが厳正に評価を実施。独立行政法人評価委員会は、その結果を活用して評価を実施。

独法評価委員会が研究開発の実施推進の面から実施する評価において、研究開発法人等の自己評価が本指針に則って実施されているか等を重視。